別記(第5条関係)

障害児保育受付から入所決定まで

1　受付(随時)………入所申請書、住民票謄本

↓

2　面接(自計及び他計)………児童調査票、生育歴記録票の作成

(児童同伴)

↓

3　児童相談所又は専門医療機関等の所見若しくは診断書の提出

↓

4　入所措置会議(児童調査票及び生育歴記録票に基づく行動報告等)

↓

5　入所措置決定………村長